

特別徴収税額の特例に関する承認申請書

上三川町長 様

地方税法第 321 条の 5 の 2 第 1 項の規定による特別徴収税額の特例についての承認を申請いたします。

平成 年 月 日

申請者	住所又は所在地		指定番号	
	氏名又は法人の名称及び代表者の職氏名		電話番号	
		印	担当者氏名	
特例の適用を受けようとする税額	平成 年 月 日	月分以後の納期に係る町県民税特別徴収税額		
申請の日前 6ヶ月間の月別の給与の支払いを受ける者の数及び当該給与の金額	区分	給与支払人数	給与支払額	
	年 月	() 人	() 円	
	年 月	() 人	() 円	
	年 月	() 人	() 円	
	年 月	() 人	() 円	
臨時に雇用がある場合は () 内にその者の数及び金額	年 月	() 人	() 円	
現に、町税の滞納又は最近において著しい納付もしくは納入の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない事由によるものであるときは、その事由	申請の日前 1年以内において、その承認の取消の通知を受けたことの有無	有 (平成 年 月 日)	無	

※ 給与の支払を受けている者の人員が常時 10人以上になった場合はその旨を遅滞なく町に届出しなければなりません。

※ この申請書は、毎年提出する必要はありません。

【裏面の記載例を参照して記載してください】

記載例

特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

上三川町長 様

税務課住民税係へご提出ください

この特例は納期に関する特例のため、従業員の給与からは毎月天引していただきます。

地方税法第 321 条の 5 の 2 第 1 項の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請いたします。

承認月から特例適用になります。6 月中に承認された場合、6～11 月分を 12 月 10 日まで、12～5 月分を翌年 6 月 10 日までと年 2 回納入に変更できます。

平成 27 年 6 月 15 日

特別徴収税額通知書に記載されている指定番号

申請者	住所又は所在地	上三川町大字東蓼沼 6 6 6 6	指定番号	5 5 5 5 5
	氏名又は法人の名称及び代表者の職氏名	(有)中根産業 代表取締役 中根六郎 印	電話番号	0 2 8 5 - 5 7 - ●●●●
			担当者氏名	×× ××

特例の適用を受けようとする税額 平成 27 年 6 月分以後の納期に係る町県民税特別徴収税額

申請の日前 6ヶ月間の月別の給与の支払いを受ける者の数及び当該給与の金額	区分	給与支払人数	給与支払額
「給与の支払を受ける者が常時 10 人未満」の場合特例の対象になりません。多忙な時期等に臨時に雇い入れた人がある場合は、その人を除いた総人数（町外も含む）が 10 人未満であることです。	27 年 5 月	(9) 人	(1, 800, 000 円)
	27 年 4 月	(9) 人	(1, 800, 000 円)
	27 年 3 月	(2) 人	(200, 000 円)
	27 年 2 月	(2) 人	(200, 000 円)
臨時に雇用がある場合は () 内にその者の数及び金額	27 年 1 月	(8) 人	(1, 600, 000 円)
	26 年 12 月	(8) 人	(1, 600, 000 円)

該当する場合のみ記載

現に、町税の滞納又は最近において著しい納付もしくは納入の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない事由によるものであるときは、その事由

- ① 常時 10 人未満と認められない ② 申請事業所が町に納入すべき徴収金の滞納がある ③ ②を理由に過去 1 年以内に承認の取消通知を受けた場合は、承認申請を却下する場合があります。承認しても、滞納すると取消することがあります。

申請の日前 1 年以内において、その承認の取消の通知を受けたことの有無

有 (平成 年 月 日)

無

※ 給与の支払を受けている者の人員が常時 10 人以上になった場合はその旨を遅滞なく町に届出しなければなりません。

※ この申請書は、毎年提出する必要があります。